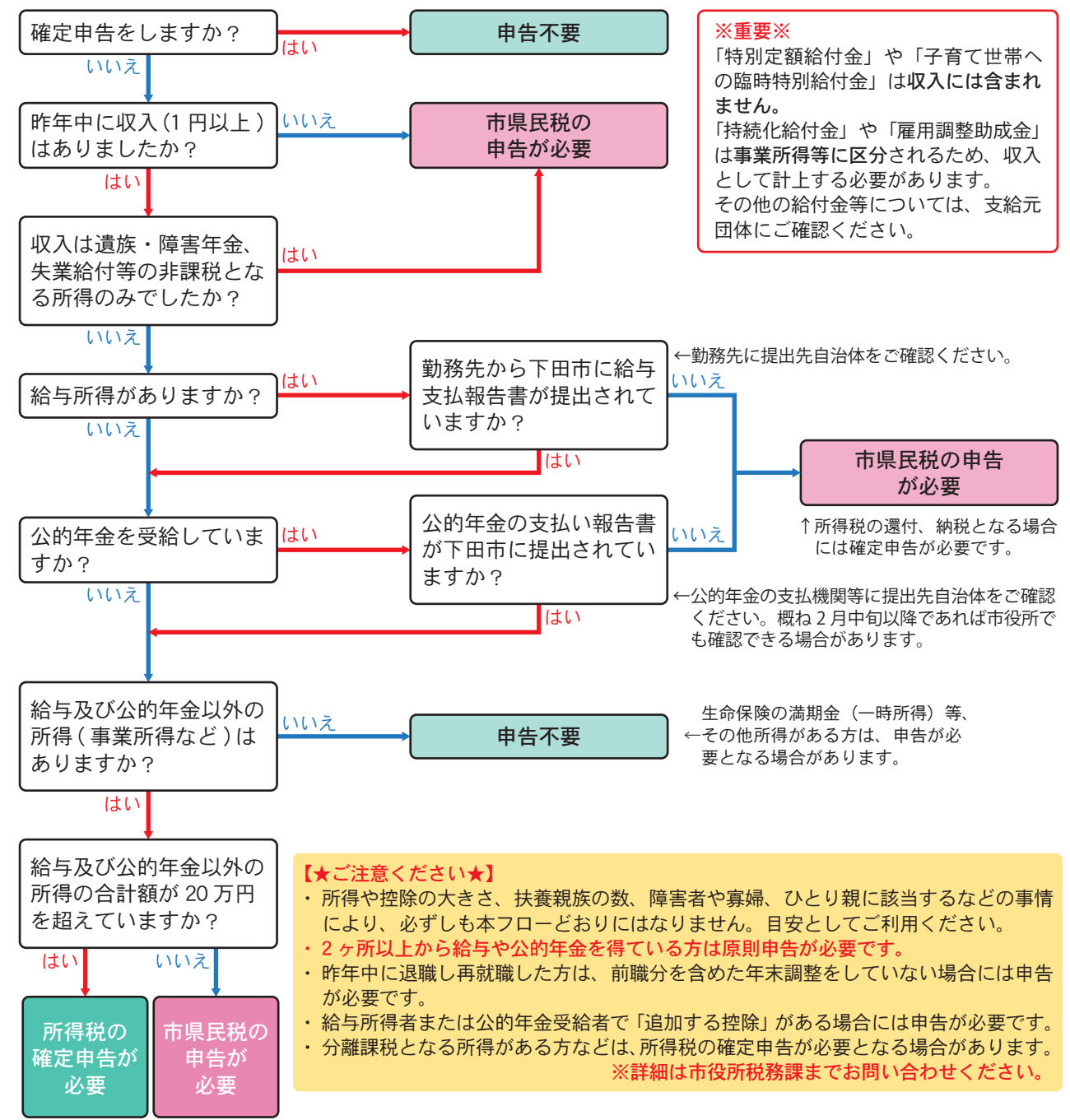


令和3年度分「市県民税の申告要否」判定用の参考フローチャート



申告に必要なもの		
共通	●印鑑●マイナンバーを確認できる書類(マイナンバーカード、通知カードなど) ●身元確認書類(免許証、保険証など)●扶養親族のマイナンバーが分かるもの	
収入関係	●給与・公的年金の令和2年分の源泉徴収票 ●個人事業主や不動産所得がある場合、記入済みの収支内訳書(事前作成必須) ●その他収入(所得)がある方は、収入経費が分かる書類など	
控除関係	配偶者特別控除	●源泉徴収票など配偶者の令和2年中の所得が分かる書類
	社会保険料控除	●国民年金・国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険料等の払込証明書(「納付額のお知らせ」を1月下旬に市役所より発送済)など
	生命保険料控除	●生命保険料の控除証明書
	地震保険料控除	●地震保険料の控除証明書
	医療費控除	●記入済みの医療費控除の明細書(事前作成必須)
	医療費控除(特例)セルフメディケーション税制	●記入済みのセルフメディケーション税制の明細書(事前作成必須)
	障害者控除	●障害者手帳●療育手帳 など
	寄附金税額控除 その他の控除	●寄附先が発行した控除証明書、領収書 市役所税務課までお問い合わせください。

所得税・市県民税の申告書は、インターネット・郵送での提出を！

市県民税の申告は正しくお早めに！

申告期間は **2月16日(火)から3月15日(月)まで**

問合せ先 ◎市県民税の申告は税務課市民税係(窓口⑨) ☎②2218 ◎所得税の確定申告は下田税務署 ☎②0185

令和3年度(令和2年中の所得や控除に対する)市県民税の申告受付が始まります。
市県民税の申告書は、令和3年度市県民税算出の基礎資料となるほか、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の算定の基礎になります。申告が必要な方は、期限内に済ませてください。

令和3年度分 市県民税申告受付日程

日時：2月16日（火）～3月15日（月）9：00～12：00、13：00～16：00 ※土日祝除く

場所：下田市役所 2階 大会議室

※感染症等の感染拡大防止の観点から、三密回避のため、お住まい地区の対象（推奨）日にご来場ください。

※2月25日～3月4日（土日祝除く）の期間は出張会場を併設します。ただし、対象地区の出張会場開設日に対象地区にお住まいの方は「市役所会場での受付」はできません。

開場日	対象（推奨）地区	会場	受付時間	開場日	対象（推奨）地区	会場	受付時間
2月16日（火）	一・二丁目	市役所 大会議室	9時～12時 13時～16時	3月 3日（水）	白浜	白浜公民館	9時30分～12時
2月17日（水）	三・四・五丁目・武ガ浜			3月 4日（木）	須崎	須崎漁民会館	13時～15時
2月18日（木）	六丁目			3月 5日（金）	柿崎	市役所 大会議室	9時～12時 13時～16時
2月19日（金）	旧岡方村・東本郷			3月 8日（月）	中・東中		
2月22日（月）	敷根・西本郷			3月 9日（火）	西中・蓮台寺		
2月24日（水）	河内			3月10日（水）	立野・本郷・ 高馬・大沢		
2月25日（木）	落合・堀之内・荒増・ 椎原・箕作・相玉・横川	稲梓基幹集落	9時30分～12時 13時～15時	3月11日（木）	全地区	市役所 大会議室	9時～12時 13時～16時
2月26日（金）	加増野・北湯ヶ野・ 宇土金・須原	センター		3月12日（金）			
3月 1日（月）	吉佐美	朝日公民館		3月15日（月）			
3月 2日（火）	大賀茂・田牛						

※12:00～13:00は、受付できませんのでご了承ください。
※上記の期間のみ市役所申告会場においても、給与や年金所得だけの方など、簡易な「所得税の確定申告書作成相談」も受付しています。

感染防止を踏まえた 申告会場運営

三密回避のため、会場の運営等について、従来から大きく変更します。ご理解とご協力をお願いします。

- ・申告会場には、原則お一人でご来場ください。
- ・会場では、マスクの着用をお願いします。
- ・発熱(概ね37.5度以上)や体調が優れない場合は、来場をお控えください。
- ・来場時は、備付けの消毒薬にて手指消毒してください。
- ・受付時に非接触型体温計で検温し、発熱がある場合には、入場をお断りします。
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCA)の利用をお願いします。
- ・市役所会場及び出張会場では、ソーシャルディスタンス確保のため、会場内の待合席が少なくなります。混雑時には入場を制限します。
- ・混雑時には、時間を空けて再来場するなど、ご協力をお願いします。
- ・混雑緩和のため、地区毎に申告推奨日を指定しています。原則、地区の推奨日に来場をお願いします。

書類の事前作成のお願い

会場の混雑緩和と相談時間短縮のため、次の書類の事前作成をお願いします。

- ・農業・事業・不動産所得がある方は、「収支内訳書」を自宅で作成してください。
- ・医療費控除を申告される方は、「医療費控除の明細書」を自宅で作成してください。

市県民税の申告のご案内

令和3年1月1日現在、市に住所がある方は原則として市県民税の申告が必要です。給与所得者で年末調整済みの方などは申告が不要となる場合があります。また、収入がなかった方や遺族・障害年金のみ収入がある方は原則として申告が必要となりますので、次ページのフローチャートを参考に申告の必要有無をご確認ください。

★所得(課税)証明書のコンビニ交付の発行停止期間のお知らせ

4月1日～6月中旬(令和3年度の市県民税納税通知書発送日)までの間、年度切替処理のためコンビニ等での所得(課税)証明書は発行できません。ご理解とご協力をお願いします。